

ナショナリズムと言語政策 ——スロバキアのハンガリー少数民族——

脇田 博文*

Nationalism and Language Policy : A Focus on Hungarian National Minorities in Slovakia

Hirofumi WAKITA *

In multicultural and multilingual societies, language is inextricably tied up with culture, history, race or ethnicity and identity, and therefore issues surrounding language carry a heavy burden of sensitive historical, political and cultural significance. In Central Europe, with its complex racial and linguistic landscape, there have been many conflicts between majorities and minorities, especially national minorities known as ‘minoritized majorities,’ which used to be historically dominant groups. This is a typical phenomenon, different from the experience of Western Europe, in that those national minorities have a more or less influential neighboring kin-state or a homeland across the border (Brubaker 1996). In this context, the doctrine of linguistic nationalism is an important concept for majorities’ nation-building and hence a great deal of attention is paid to language planning and policies as a powerful, but legitimate, means for controlling national minorities.

Given this perspective, this paper aims to investigate how a nationalizing state sets and exercises its language policy and planning by focusing on the case of Hungarian national minorities living in the southern part of Slovakia, the border area between Hungary and Slovakia. For them, having their own public-funded education in their mother tongue is essential to maintain their ‘cultural capital,’ since, as Kymlicka (2001) asserts, mother tongue education guarantees the passing on of the language and its associated traditions to the next generation.

This paper presents a brief sketch of the historical and socio-political background of Hungarian national minorities, especially in relation to issues surrounding ‘the State Language Laws’ and the current situation of language use of Hungarian minorities, and analyzes critical issues concerning bilingual education for Hungarian minorities related to Slovak nationalism (*Slovakization*). In conclusion, the findings are discussed with some thoughts and suggestions about the significance of language and education in the process of multiculturalism.

Key words : Language Policy and Planning, Central Europe, Slovakia, Hungarian National Minorities, Bilingual Education, Nation State, the State Language Law, Nationalism

1 問題意識

EU は本来的に多民族・多文化社会であるが、統合によって国家の枠組みを超えて人・モノなどの稼働性が促進し、ローカルな文脈においても社会は変容しつつある。また、統合への求心力を強める一方で、経済的危機などの要因が契機となって偏狭なエスノセントリズムやナショナリズムが高まり、分裂へと、さらには、旧ユーゴスラビアを典型的事例として、民族間の宗教的・政治的確

* 龍谷大学国際文化学部

執から悲惨な民族紛争にまで発展する潜在的风险を秘めている。これは、EUの多くの国あるいは民族が今なお近過去の歴史と不可分の関係にある根深い問題を抱え、またEUそのものが主権国家の連合体であることがそもそもの原因であると言ってもよい。さらに、フランスでのイスラム系移民、ドイツでのトルコ系移民のように、ヨーロッパはこれからもアフリカ、中東、アジアといった域外から多くの移民や外国人労働者を受け入れることによって、別の次元で複雑な民族・宗教問題や対立が起こる可能性もある。

このような多民族・多文化社会において、Kymlicka (2001) が「母語で公教育を行うことは次世代への母語や伝統の継承を保証することになる」と述べるように、言語は、本質的に民族あるいはエスニシティの歴史・文化、そしてアイデンティティと密接な関係にあるがゆえに繊細かつ重要な問題であり、それは単なる個人の権利（言語権）の問題に止まらず、少数民族の保護という点から国家にとって集団的かつ政治的な課題を提出する。これは、過去現在を問わず、また少数民族に対して社会的統合・融和政策を採る民主的国家であろうが、有形無形に差別的・排除的な政策を採る中央集権的国家であろうが、「国家」という枠組みがある限り変わらないように思われる。

ところで、日本の文脈においては、少子・高齢化やグローバル化に伴い、今後一層、多文化・多言語化に向けて社会の変容は進むと想定される。この状況の中で、私的空間において多様な民族的背景を持つ人々（その子弟を含む）の言語や文化を相互的に受容するだけでなく、公的空間において法的地位、社会保障、教育といった様々な点をどのように保障するか、国際的な視野に立って真剣に判断する必要が生じるだろう。実際、日本という「国家」は未だ保守性・閉鎖性が高く、民族的少数者の保護やその社会的統合においてはかなり遅れているのが現状である。

以上の問題意識に立って、本稿は、中欧の新生国家スロバキアのハンガリー少数民族 (Hungarian National Minority)¹⁾に焦点を当て、スロバキアのナショナリズムと言語政策について分析・考察を行い、これを踏まえて多言語・多文化社会における諸問題の解決への示唆を導き出すことを目的とする。中欧諸国は、複雑な民族模様を織りなし、過去一世紀の間に第一次・第二次世界大戦、1989年の体制転換と三度に渡る大きな社会変革を経験してきた。しかも、西欧とは異なり、ドイツやロシアといった大国の狭間にあって、大きな荒波に翻弄される小舟のように (石川 2005)²⁾、その民族地図は幾度となく塗り替えられてきた歴史的な特異性を持つ。この意味で、2010年にハンガリーとの間で政治的緊張にまで発展したスロバキアの「国語法 (State Language Law)」³⁾を巡る問題は、単に一時的な現象ではなく、バルト諸国等と同様に、現在もなお中欧が抱える根深い民族問題を示す事例であり、それは多言語・多文化社会における民族、言語、国家などに関わる本質的な問題を提起すると考える。

2 ハンガリー少数民族

ハンガリー少数民族 (ナショナル・マイノリティ) の問題を論じる時、中欧特有の歴史事情から幾度となく領土変更が行われ、かつてのマジョリティが現在のナショナル・マイノリティに陥った—その逆も同様—という立場の逆転関係に着目する必要がある。さらに、そのマジョリティが国外に大きな政治的・経済的力を持つ「ナショナル・ホームランド (external national homeland)」を有する時、国内の民族事情はさらに複雑になる。Brubaker (1996) は、国内における「国民国家化しつつある国家 (nationalizing state)」と「国内のナショナル・マイノリティ (national minority)」の

2者関係に加えて、その国外の「ナショナル・ホームランド」、すなわち脅威となる国の存在という3者関係で捉える重要性を指摘しているが、これは中欧の民族問題を考慮する際の有効な示唆となる。つまり、現在のナショナル・マイノリティ(=‘minorized’ majority)は、隣接するナショナル・ホームランドを持つがゆえに自らの民族的帰属や「文化資本」に対する意識を強くする。一方で、そのホームランドの存在がマジョリティにとっては自民族の負の歴史を事ある毎に想起させ、国家の社会的・領土的一体性を脅かすように捉えられる。このような3者関係こそが、西欧の民族問題(スペインのカタルーニャやバスク、スコットランドやウェールズなど)とは異なる中欧諸国が抱える民族問題の特徴である。具体的に言えば、古くは、第一次世界大戦後のサンジェルマン条約によってチェコスロバキア共和国に編入されたズデーデン地方に住む300万人以上のドイツ人の例もあるが、EU加盟を果たした現在においても、バルト諸国はロシア人、ルーマニアはハンガリー人、ポーランドはドイツ人、クロアチアはセルビア人と、国内に在住するナショナル・マイノリティを特別に意識せざるえない状況にある。スロバキアのハンガリー少数民族もその例に漏れない。

さて、現在のスロバキアはかつて北ハンガリーと呼ばれ、この地には古くからおよそ北にはスロバキア人、南にハンガリー人が平和裡に共同体生活を営んでいた。スロバキアは、1000年にマジャル(ハンガリー)人の侵入を受けハンガリー王国が成立して以来、第一次世界大戦の終結(1918年)によってオーストリア・ハンガリー帝国が崩壊するまで、事実上、約1000年の間ハンガリーの支配下にあった。しかし、第一次世界大戦に敗れたハンガリーは、1920年に締結された連合国との講和条約であるトリアノン条約によって国土の3分の2を周辺国に割譲することになり、その結果、現在の中欧の民族地図ができあがる。つまり、この割譲によって民族地図が塗り替えられ、現在のハンガリーの人口が997万(2011年現在)であるのに対して、周辺国のハンガリー系住民はおよそ250万人に及び、ルーマニア(トランシルヴァニア地方)には140万、スロバキア(特に南スロバキア)には50万人、その他クロアチア・オーストリア・スロベニアなどに60万を超えるハンガリー人が存在することになった(図1参照)。

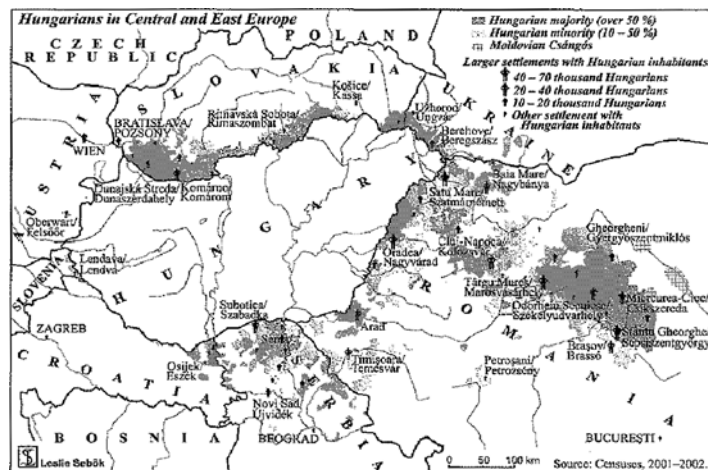


図1 中東欧におけるハンガリー少数民族分布

出典: Csergo (2007).

第二次世界大戦開始直前の 1938 年には、再度、かつての宗主国ハンガリーのスロバキア領土要求が強まり、列強国（英仏伊独）の仲裁により、南スロバキアの地をハンガリーに割譲する。しかし、第二次世界大戦後には再度チェコスロバキア共和国の領地となり、追放（主として知識人やインテリ）、財産の接収、チェコへの強制移動、強制的同化政策など、南スロバキアのハンガリー少数民族は苦難を強いられた。しかし、1968 年の「プラハの春」を迎えてチェコスロバキアが民主化・自由化へと転換すると、憲法でナショナル・マイノリティの地位が明記され、ハンガリー人やドイツ人などの少数民族の地位は大幅に改善されることになった。さらに、1989 年の民主化革命（「ビロード革命」）により共産党体制が終焉すると、スロバキアの「主権国家」を望む声が高まり、1993 年 1 月 1 日に、チェコとの連邦を解消し、一世紀来の悲願であったスロバキア共和国が誕生する。そして、スロバキアは 2004 年に EU 加盟、2009 年にユーロ導入を果たした。

スロバキアは、表 1 が示すように、14 以上の少数民族が存在する多民族国家である。2011 年度の統計によれば、とりわけハンガリー少数民族は全人口（539 万人）のうち 8.5%（458,467 人）を占める。他の少数民族とは異なり、図 1 が示すように、ハンガリー少数民族の地域的凝集性は非常に高く、ほとんどが第一世界大戦以前の昔から、南スロバキアで、しかも半数以上が自治体全人口の 80% 以上を占める自治体で暮らす⁴⁾。したがって民族意識も高く、現在、教育を初めとしていわゆる自民族の「文化資本」や「言語資本」を維持するための活動は他の少数民族と比べて活発である。

しかし、独立以降の 20 年程の間に、就中 2004 年の EU 加盟を契機として、スロバキアの家国家体制の整備が急速に進む中で、ハンガリー少数民族の社会にも変化が表れてきているように思われ

表 1 スロバキア共和国の民族構成（1991, 2001, 2011 年国勢調査）

帰属民族	2011		2001		1991	
	人数	%	人数	%	人数	%
スロバキア	4,352,775	80.7	4,614,854	85.8	4,519,328	85.7
ハンガリー	458,467	8.5	520,528	9.7	567,296	10.8
ロマ	105,738	2.0	89,920	1.7	75,802	1.4
チェコ	30,367	0.56	44,620	0.83	52,884	1.0
ルシン	33,482	0.62	24,201	0.45	17,197	0.33
ウクライナ	7,430	0.14	10,814	0.20	13,281	0.25
ドイツ	4,690	0.09	5,405	0.10	5,414	0.10
ポーランド	3,084	0.06	2,602	0.05	2,659	0.05
クロアチア	1,022	0.02	890	0.02	N/A	N/A
セルビア	698	0.01	434	0.01	N/A	N/A
ロシア	1,997	0.04	1,590	0.03	1,389	0.03
ユダヤ	631	0.01	218	0	134	0
モラヴィア	3,286	0.06	2,348	0.04	6,037	0.11
ブルガリア	1,051	0.02	1,179	0.02	1,400	0.03
その他	9,825	0.18	5,350	0.10	2,732	0.05
不明	382,493	7.09	54,502	1.0	8,782	0.17
総計	5,397,036	100	5,379,455	100	5,274,335	100

出典：Štatistický úrad Slovenskej republiky（Statistical Office of the Slovak Republic）

る。その一つの証左は、1991年の国勢調査でハンガリー人としての「帰属意識」を持つ者は全人口比10.8%（567,276人）であったが、2001年には9.7%（520,528人）、2011年には8.5%（458,467人）へと減少する傾向にあることである。この10年間の約6万人に及ぶ減少は、一つにはハンガリー系住民の少子・高齢化による人口の自然減少が要因として挙げられるが、むしろ、直裁に言えば、スロバキアへの同化現象、つまり少数民族の「スロバキア化（Slovakization）」が進行していると考えてよいかもしれない。そこで、ハンガリー少数民族の母語人口と帰属民族人口の差に注目する必要がある。2001年、2011年の両国勢調査⁵⁾を見ると、スロバキア系民族の場合は97%とほぼ一致しているが、ハンガリー系民族の場合、母語人口は帰属民族人口より約5万人多い。さらに、2001年の調査では、スロバキアを帰属民族とする者（4,614,854人）の中にハンガリー語を母語とする者が55,236人存在する（Council of Europe 2008）。この事実からハンガリー少数民族の国際結婚がスロバキア人との間で相当数あることが推察され、それ以降10年間に国際結婚が一層進行しているとすれば、当然、帰属民族人口は減少することになる。なお、逆に言えば、母語に民族アイデンティティを見いだすハンガリー人がそれだけ多くいることになる。

ハンガリー少数民族の言語的特徴に関して言及すると、一般的にスロバキアで使用されるハンガリー語は本来的に地域で使用される生活言語（方言）の範囲にあり、それゆえに体系化・標準化されていない。また、専門用語が不足していることや、柳田国男の方言分布の原則仮説である「方言圏論」と同じ理由で、本国の言語的变化に取り残され、語彙や表現において古風なものが残っていることが特徴として指摘されている（Mercator 2005）。さらに、ウラル語族のハンガリー語はスロバキア語と言語距離が遠いので、言語の乗り換えが難しい上に、長年の言語接触によってスロバキア語から影響を受けて音韻、統語、語彙などいろいろな点で言語変化や言語シフトを起こしている（Kontra 2011；Lanstyák & Szabó Mihályová 2009；Petöcz 2009；Prensinsky 2011）。

とはいえ、総論として、ハンガリー少数民族は多かれ少なかれバイリンガル生活を送っており、学校でスロバキア語を学ぶことも手伝って、小さな子どもや高齢者を除いて、たいていの者はスロバキア語での日常的なコミュニケーションに困ることはなく、仕事や役所等での公的接触において必要に応じて言語を使い分ける能力がある。しかし、後述のように、独立以来少数民族に対する「スロバキア化」政策が強化された経緯もあって、ハンガリー少数民族の間でスロバキア語の影響力は一層強くなってきていることは否めない事実である（Petöcz 2009）。

3 言語（教育）政策と少数民族の言語使用

言語政策は、近年、多くの研究者（Cooper 1989；Spolsky 2004；Kaplan & Baldauf Jr. 2005）が関心を寄せている。Cooper（1989）によれば、それは他者の言語行動に影響を与えようとする意図的な努力の総体を指し、彼の定義に従えば、言語の標準化や書記法などに関わる Corpus Planning, 特定の言語に公的地位を付与したり、少数派言語を保護したりするための政策としての Status Planning, そして教育などでの言語の習得に関する計画である Acquisition Planning に分類される。本節では、後二者に焦点を当て、スロバキア語の公的地位の確立と少数民族言語の使用に対するその影響、および政策実現の場として重要な意味をもつ「教育」の中での少数民族言語の扱いについて明らかにする。

(1) スロバキア語の公的地位と少数民族の言語使用

スロバキア独立の前年（1992年9月）に制定されたスロバキア憲法で、それまで実質的に「公用語」であったスロバキア語は「国語」として明確に位置づけられ（第6条1項）、スロバキア語を唯一の「国語」とするネイション・ステート（国民国家）であることが強調された。これを踏まえて、1995年には民族主義的・国家主義的な第3次メチアル政権下で「国語法」が可決された。その中でスロバキア語の「国語」としての法的地位が一層具体的に明記され、他の言語に対する排他的優位性を強めると同時に、次のように少数言語の公的使用が大幅に制限された。まず第1条第1項で「スロバキア共和国の領土における国語は、スロバキア語である」とスロバキア語の「国語」としての公的地位を規定し、第1条第2項で「国語は、スロバキア共和国の領土において用いられるその他の言語に対して優先される」と他の言語に対する排他的優位性を強調する。また、公的接触（行政機関など）における「国語」の使用義務（第3条）、学校教育における「国語」の使用義務など（第4条）、その他、マスメディア、出版、文化事業、軍隊と消防、裁判と行政など、生活の様々な場面での国語使用が細かく規定された。そして第10条はそれらが遵守されなかった場合の罰則規定（罰金）を定める（長與 2006）。

しかし、この「国語法」は、礼拝の言語使用とともに少数民族とエスニック集団の言語使用についての記述は排除され、別途特別な法律が定めるとして、曖昧性を残す。このような言語政策は、当然、EU が標榜する多言語主義の原則に反するので、少数民族保護の観点から、EU 諸国からの批判や欧州評議会（Council of Europe）の専門部門であるベニス委員会（Venice Commission）などから注意喚起を受けることになり、これが EU 加盟交渉を遅らせる一因となった。

このようなメチアル政権下の言語政策に対して、ハンガリー人連立党（Strana ad'arskej koalície : SMK）と連立を組んだ次期ズリンダ政権は、EU への回帰を目指して様々な構造改革に取り組む中で、少数民族保護に積極的に取り組んだ。その一つは 1990 年の「国語法」以降有効であった国語使用遵守に関する罰則規定を撤廃する改正を行ったことである。また、1999 年 9 月に施行された「少数民族言語の使用に関する法（The Law on the Use of Languages on National Minorities）」では、「統合されつつあるヨーロッパ共同体における民主的で寛容で繁栄する社会の創出を念頭に置きつつ」、住民の 20% 以上を少数民族が占める自治体での公的接触における少数民族の母語使用を保障するなどの多くの緩和策が図られた。

このような言語政策の転換には EU 加盟を前にして国際的な圧力を意識せざるを得なかったスロバキアの事情がある。特に、1994 年に採択され 1998 年に発効した欧州評議会の「国内少数民族保護枠組条約（The Framework Convention for the Protection of National Minorities）」、そして 1992 年に採択され、同じ 1998 年に発効することになった少数言語の保護に特化した「ヨーロッパ地域・少数言語憲章（The European Charter for Regional or Minorities Languages）」に、スロバキアがそれぞれ 1995 年と 2001 年に批准したことが大きな推進力となったことは明らかである⁶⁾。とはいえ、EU の少数民族の保護は、少数民族に自治権や集団的権利を認めるものではなく、各国の法制度の枠内でできるかぎり保障するように努めるという「プログラム規定」による実際的なアプローチであり（桂 2003）、実行については外部からの強制力を持たず、あくまでの国家主権を持つ各国の裁量範囲内にあるので、スロバキアのように、国によって少数民族問題への対応には温度差がある点に問題を残している。

2006年に政権についたスメル党（SMER-sociálna demokracia：SMER-SD）の Fico は、民族主義色濃い政策を打ち出し、2009年に「改正国語法」の中で「国語」であるスロバキア語の公的地位の強化を行った。この改正によって再度罰則規定が復活し、公式情報をスロバキア語で発表しない機関や組織が当局の指導に従わない場合、最高5,000ユーロの罰金を科せられることになった。これに対してハンガリー系住民や関連諸団体は大規模な集会を開くなど抗議を行った。さらに、この「改正国語法」は欧州安全保障協力機構（Organization for Security and Co-operation in Europe：OSCE）や前述のベニス委員会からの注意勧告を受けることになる。また隣国のハンガリーはハンガリー系スロバキア住民に一定の条件を満たせば国籍取得ができる二重国籍への道を開いたのに対して、スロバキアは二重国籍禁止法案を可決し、他国の国籍を取得すればスロバキア国籍を奪うとともに罰金を課すという対抗措置をとるなど、両国の政治的緊張は一時的に高まった。その後、少数民族問題は一定沈静化したかのように見える。しかし、政治状況の変化、特にポピュリズムの台頭によって、いつまたマグマが吹き出すかわからないような予断を許さない状況である。

ちなみに、上記の国語法改正に関する国内外からの批判や圧力を受けて、2011年に、Radičová政権（2010–2012）は、少数民族の言語使用に係る権利を認める際の規準となる20%の閾（threshold）⁷⁾を15%（当初は10%の閾を提案）に修正し、それを含めて2021年の国民調査を待って「国語法」を抜本的に見直すことを約束した（Örs, O. ed. 2012）。しかし、この約束も政権が変われば水泡に帰すことが十分想定されるし、中欧諸国などで古くから用いられてきた少数民族統治の核心的規準である20%の閾をそう簡単に緩和できるとは思われない。

以上がスロバキア語の公的位置づけに関する概要であるが、少数民族言語の法的地位に関しては依然として曖昧なままにとどまる。少数民族の言語使用については、上記の1995年の「国語法」で大幅な制限を行う一方で、1999年施行の「少数民族言語の使用に関する法」で「スロバキアに資する」限りにおいて有効な範囲を示すとした。ここにスロバキアの言語政策のダブル・スタンダードが明らかになる。要するに、少数民族はあくまでナショナル・マイノリティとして社会的適合を図るために「国語」能力を習得する義務があり、「スロバキアの国益に反しない限り」、集団的権利でなく個人的権利として、自民族の言語使用が容認されるというのである。

（2）教育における少数民族言語

スロバキアの学校教育での少数民族言語の扱いは次の3種類のモデルに分類できる。すなわち、①スロバキア語を教授言語とし、民族言語を一科目として必修あるいは選択科目としてカリキュラムに置き、その他科目は国語であるスロバキア語で教える場合（ルシン系及びロマ系児童・生徒に適用）、②スロバキア語と民族言語を教授言語として併用し、科目によって教授言語を使い分ける（ドイツ系児童・生徒すべて及びウクライナ系児童・生徒の一部に適用）、そして③授業は民族言語でもっばら行うが、国語である「スロバキア語・文学」は必修科目として教える場合である。三つのケースは多くの自治体で20%の閾を超えるハンガリー少数民族の全児童・生徒の他、スロバキア東部のウクライナ系やブルガリア系の一部児童・生徒に適用されている。

この教育における少数民族言語の取り扱いについては、1992年9月に可決された憲法第4章第34条の中で、「民族的少数者及びエスニック集団を形成している市民に対しては、法律によって定める諸条件のもとで、国語を習得する権利の他に、彼ら自身の言語で教育を受ける権利が保障され

る」として規定されている。また、「国語法」には教育に関する詳細な規定はないが、1984年の教育法・学校法第29条第3項において、学校教育における「国語」の使用及び少数民族言語の扱いに関して次のように記述されている（Mercator 2011）。

○「教育は国語（スロバキア語）で行われる。チェコ、ハンガリー、ドイツ、ポーランド、ウクライナ（ルシン）国籍をもつ市民は、スロバキアの発展に資する限りにおいて、それぞれの言語で教育を受ける権利を持つ…」（下線部は筆者による、以下同様）

○第3項 a：

「基礎学校第5学年以降及び後期中等学校で、教育省の同意を得て、外国語でも教育を行うことができる。外国語を教授言語とする学校または学級では、「スロバキア語・文学」の科目を設定しなければならない。」

要するに、教育では少数民族言語を認めるが、スロバキアが示す法的要件を遵守する限りにおいて、少数民族言語による教育が可能になること、そして「国語」としてのスロバキア語は「スロバキア市民」として学ぶ義務があるという意味である。この方針は1984年の憲法制定以降から一貫している。確かに、少数民族言語話者の権利は「ヨーロッパ地方言語・少数民族憲章」等に基づいて保障されているので、スロバキア語の「国語」としての優位性とは矛盾するものではない。しかし、EUの一員であるためには、民主主義に基づく法治国家であること、基本的人権の保障、少数民族の尊重と保護が制度的に保障されていることが前提条件である以上、このような民族主義的レトリックで偽装された言語政策は、結局、スロバキア語を「国語」として定めてスロバキア民族のネイション・ステート（国民国家）を確かなものとするダブル・スタンダードの政策であるのは明らかである。

4 バイリンガル教育とナショナリズム

本節では、自民族の「文化資本」の維持・発展のために（維持型）バイリンガル教育を展開するハンガリー少数民族の教育現場で、ナショナリズムがどのように明示的あるいは暗示的に政策として現れているのか、実地調査に基づいて考察する。

(1) 少数民族学校の維持に関する問題

ハンガリー少数民族は、南スロバキアの多くの地域で行政機関などでの母語による公的接触の他に、教育における母語の使用、すなわち民族言語であるハンガリー語を教授言語とする学校（Hungarian Language School：HLS）を維持することが保障されている。

表2はハンガリー語を教授言語として教育を行う幼稚園・基礎学校・中等学校及び児童・生徒の数を示す。HLSは、幼稚園271校、基礎学校250校・ギムナジウム12校、その他の学校を含めると541校ある。一方、単独で学校が維持できない小規模な共同体やハンガリー少数民族が少ない自治体では、個人がスロバキア語学校（Slovakian Language School：SLS）を主体的に選択する場合は別として、HLSではなくSLSの中にハンガリー語を教授言語とするクラス（HLS）を併設するMixed School（SLS+HLS）となり、この学校は171校に及ぶ。このタイプの学校は、幼稚園や基

表2 教授言語による校種別学校数及び生徒数（2004/05 年度）

校種 \ 教授言語	SL		HL		SL + HL	
	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	生徒数
幼稚園	2,607	137,341	271	9,430	92	N/A
基礎学校	1,922	492,864	250	35,261	35	N/A
ギムナジウム	122	76,713	12	5,136	7	N/A
中等技術学校	191	77,183	3	3,654	18	N/A
中等専門学校	98	60,850	2	1,922	5	N/A
職業訓練学校	185	59,486	3	444	14	3,956
合計	5,125	904,437	541	55,847	171	

※SL：スロバキア語，HL：ハンガリー語，SL + HL（Mixed School）：スロバキア語＋ハンガリー語
出典：Vančo（2005）：2004 年度スロバキア教育統計（www.uips.sk）に基づく。

礎学校と比べて、広範囲の地域から生徒が通学する中等教育段階で、特に職業系の学校で多くなる。また、特徴的なこととして－それは問題でもあるのだが－基礎学校段階では一応母語での教育が保証されているとは言えるが、技術・職業系の HLS が非常に少ない。

さて、教育の質保障のためには、優秀な教員を担保することと併せて十分な予算措置を講じることが重要な要件となる⁸⁾。現在、ハンガリー少数民族の過疎化・少子化が急速に進行しているために、特別な財政措置がない限り小規模校は統廃合になる運命にあり、実際、多くの学校の存続が危ぶまれている。2013 年度には基礎学校（第 1 段階：第 1-4 年，第 2 段階：第 5-9 年）265 校の HLS のうち、第 1 段階では 33 校，第 2 段階では 44 校が廃校の危機に直面しているとのことである⁹⁾。さらに、廃校となれば、選択肢は、Mixed School となるか、近隣の SLS に通うことになる。そうすれば生徒の言語シフトや同化が徐々に進行し、将来的にハンガリー少数民族の「文化資本」そのものが衰退して行くことが懸念される。

教育統計によれば、多くのハンガリー少数民族の児童生徒が SLS に進学することが指摘されている（Vančo 2005）。2004 年 1 月現在、幼稚園で 17%，基礎学校で 17.8%，ギムナジウムで 16.3%，そして職業学校では 19.7% と、約 20% の児童生徒が SLS に通う。これは、地域によって学校選択の余地がない場合もあるかもしれないが、ハンガリー少数民族である保護者や生徒が主体的に HLS ではなく SLS を選択した結果であると考えられる。その理由としては、スロバキア人とハンガリー人間の国際結婚した場合、ハンガリー少数民族である両親（特に母親）の出身校が SLS である場合、そして現実的な判断として、スロバキアでの大学進学や職業選択における不利益や差別を避けるために SLS を取って選択する場合などが考えられる。ともあれ、以上の事実からしても、ハンガリー系少数民族のスロバキア社会への同化傾向が進んでいることが明らかになる。

（2）国家教育カリキュラムと視察制度による教育の統制と管理

一般的に、公教育は所与のものとして享受され、人々を平等にするシステムであると信じられている。教育が個人の利益や幸福に貢献することは確かであるが、マクロに見れば、教育は次世代への文化の伝達と価値観形成のための意図的な働きかけである。その際、日々繰り返される再生産的な教育行為には、顕在的・潜在的に、権力や特定の集合的意思が有形無形に埋め込まれている。教育は階級間の「文化資本」を拡大再生産する役割を果たすとともに国家の「象徴的暴力」で

あるとピエール・ブルデュー（1991）が主張するように、国家は教育システム・国家カリキュラム・教科書・教員養成・予算など様々な「暴力装置」を通して教育を管理・統制していると言っても過言ではない。すなわち、教育はある特定の意思の人々に送り届ける「配電盤システム」として機能しているのである。

国家にとって第一義的な関心事は、まず教育課程の国家ガイドラインを明示し、地方教育行政や学校・教員の指導・監督を行うことで教育の実効性を担保することである。この文脈から言えば、スロバキア政府は、ボローニャ・プロセスに代表されるような EU の教育改革の流れに合わせて、1984 年の旧教育法を改正し、2008 年 1 月に新教育法（「教育訓練法」）、2009 年 9 月に「職業教育訓練法」「教育職員法」と重要な教育関連法を相次いで制定した。これを受けて、国立教育研究所は統一ガイドラインとして「国家カリキュラム（National Curriculum）」及び「フレームワーク・カリキュラム（Framework Curriculum）」を明示し、規制緩和の一環として学校の自主裁量を促しながらも、一方でこれまで各地域・学校によって多様であった教育水準や学校カリキュラムの統一を図った。

しかし、この国家ガイドラインの実施に関わって、各学校はフレームワーク・カリキュラムに基づき学校カリキュラムを組み、地方当局の認可を得なければならない。これは学習指導要領が圧倒的な影響力を持つ日本の教育システムを考えれば奇異に感じることはないが、見方を変えれば、国家の教育ガイドラインは有為な「国民」を育成するための効果的な装置として機能していると言えるだろう。特に、この国家ガイドラインは、後述するように、自民族文化を維持・推進しようとするハンガリー少数民族の教育に対して様々な形で影響を及ぼしている。他方、国家ガイドラインの遵守や適切な予算執行などについての指導・監督においては、書類上の報告などだけでなく、「国家視察制度（State School Inspection）」が重要な役割を果たす。この制度は 2000 年 1 月から施行され、2003 年には法整備が行われた。視察においては、ハンガリー語ができる視学官を含む数人が 1 週間程度学校に滞在し、財政と運営面の他、成績表などの公的書類や教科書使用に関わって指導・監督を行う。

（3）「国語」使用の遵守

学校での国語使用に関しては、これまでずっと、少数民族学校、とりわけ HLS では大きな問題となってきた。既に述べたように、1995 年 11 月に民族主義色濃いメチアル政権下で可決した国語法の第 1 条 2 項でスロバキア語の公的地位の排他的優位性が言明され、それに続く第 4 条は「学校教育における国語の使用」について、国語の初等・中等教育での使用義務（第 1 項）、全ての教育関係者の国語の習熟及び使用義務（第 2 項）、全ての教育関係書類作成における国語使用義務（第 3 項）などについて定めた。この国語法に基づいて、当時のメチアル政権は学校教育の公的記録を全てスロバキア語で記録するように求めたが、反対に会い、1996 年には両言語併記に戻った。また、1998 年にはいわゆる半年毎に出す成績表をスロバキア語（国語）のみで記載するとの命令が下り、この結果、言語使用に係る成績表闘争が起り、教員や関連団体は強く反対したが聞き入れられなかった。なお、国語使用の徹底を図るために、1995 年のメチアル政権下で、HLS にスロバキア語でコア教科を教えるといういわゆる“Alternative School”を導入し、HLS の教育を再構築しようとする政治的動きがあったが、実施されるには至らなかった¹⁰⁾。

現在の学校現場では、HLS の教員は、スロバキアの大学で教育を受けたのでスロバキア語に習熟しているが、教育課程・科目などの詳細をすべてスロバキア語とハンガリー語の両方で記す義務があり、それが実質的な負担となっている。具体的に言えば、卒業証書を含む各種証明書や成績表、認可を得るためのカリキュラムやシラバス、その他調査などの公的文書はすべて2言語で記載し、証明書のフォーマットや内容も教育省が作成した2言語表記の様式を全国一律使用しなければならない。ここで、当然、公的文書とはどの範囲まで指すのか、つまり成績表だけでなくクラス日誌や教師が管理する生徒指導に関する個人メモなども公的文書として見なされるのかという疑問が挙がる。これに対して、国は法に基づいて学校内の日常的な文書も公的文書として見なし—実際にどの程度遵守されているかどうかは別として—スロバキア語への翻訳義務の徹底を図ろうとする。

(4) 「スロバキア語・文学」の必修化

スロバキアの学校は全て、中等教育終了時まででは、校種・学年・教授言語を問わず、「スロバキア語・文学」の履修が義務づけられている。通常、基礎教育9年間の言語関連のカリキュラムはフレームワーク・カリキュラムの「言語とコミュニケーション」領域において「スロバキア語・文学」と第1・2外国語の配当時間が包括的に示されている。これに対して、HLS では、表3が示すように、母語である「ハンガリー語・文学」に多くの時間を割く必要がある上に、必修科目として「スロバキア語・文学」を学習する義務があるので、その分英語・ドイツ語などの外国語の選択時間が少なくなる。

表3 ハンガリー少数民族学校での「スロバキア語・文学」及び「ハンガリー語・文学」

学年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	合計
スロバキア語・文学	5	5	5	5	5	4	5	4	5	43
ハンガリー語・文学	8	7	7	7	5	5	4	4	5	52
第1外国語	—	—	2	2	3	2	2	2	2	15
第2外国語	—	—	—	—	—	—	2	2	2	6
合計	13	12	14	14	13	11	13	12	14	116

※スロバキア教育省の Framework Curriculum (*UCEBNE PLANY PRE 1. AŽ 9. ROČNÍK ZÁKLADNÝCH ŠKOL*) に示された「言語とコミュニケーション」領域のモデルの一つ。

出典：Butašová, et al. (2009)

さらに、HLS での「スロバキア語・文学」の授業に関しても、たいていの場合、外国語としてではなく母語として教授法を大学で学んだハンガリー人教員が、スロバキア語を母語とする生徒と同様の文法や語彙、詩や文学の鑑賞といった伝統的教育を行っているのが実状である。したがって、日常生活の中でスロバキア語に接触する機会があっても、高度な学習思考言語を必要とする授業は HLS の児童生徒にとっては当然難しく、むしろ communicative なスロバキア語を学ぶ方が実質的であると言えよう。この問題を解決するために、2004年にハンガリー系の学校は基礎教育の第2段階用にコミュニケーションを重視したスロバキア語教科書を独自に開発した。ただし、第1段階はまだ国立教育研究所が編纂したいわゆる「国語」教科書を使用している。

(4) 教科書使用に関する制約と歴史・地理教科書の扱い

スロバキアの基礎学校では国の認定教科書が使用され、教科書の選択肢はほとんどない。多くは「スロバキア教育出版社」から発行され、無償である。しかし、少数民族学校で自民族の言語を教授言語とする場合は、国から予算措置を受ける以上、「ハンガリー語・文学」の科目以外は全て、スロバキア語からの翻訳教科書を使用する義務がある。また、教員や学校が、ハンガリーで出版された教材や自主教材を私的に使用する場合には財政的援助はなく、保護者に多くの負担を強いることになる。さらに、「ハンガリー語・文学」に関しては、使用教科書だけでなく教員が立てたシラバスも、原則的にナショナルカリキュラムの示す方針を逸脱してはならず、内容構成などは国の視察制度によって指導・監督を受けることになる。

学校教育の目的の一つは過去の文化遺産を次世代に引き継ぐことである。これは本質主義的な考え方であり、そのために教科書が編纂されると言うてよい。特に、国家主義的、民族主義的な色彩が濃い政治が教育を統制する国では教科書は大きな意味を持ち、教科書内容の選定（スコープ）や構成（シーケンス）の権限は権力者である国家が掌握している。特に歴史や地理や国語に関する教科内容は、自国あるいは自民族の歴史・文化の根幹に関わるがゆえに、国家にとって非常に繊細かつ重要な意味を帯びる。

このことを象徴的に物語る事件として、メチアル政権（1994–1996）下、スロバキアのハンガリー系政党は HLS でスロバキア語による歴史・地理科目を導入しようとするスロバキア国民党（Slovenská národná strana : SNS）に対して、ハンガリー語で出版された教科書を使用する権利を主張したが聞き入れられなかった。ちなみに、次のズリンダ連立政権（1996–1999）では、「少数民族の言語に関する使用の法」に基づいて外国語で出版された教科書を使用する権利を認め、ハンガリー系の児童生徒に自民族の歴史・地理を学ぶことで自文化への誇りをもたせるとともに、相互理解の促進のためにも多数派の生徒達もハンガリーの伝統を学ぶことを強調した。しかし、基礎学校の歴史・地理教科書では、ハンガリー系民族が多く住む南スロバキアについての記述はなく、また第二次世界大戦後のベルサイユ条約及びその戦後処理（例えばハンガリー知識人の追放）などに関しては、ちょうど日本と韓国・中国との間で歴史認識の相違が教科書に反映されているように、取り扱い方が異なる。

なお、このような歴史・地理教科書に関する制約に対抗して、HLS ではこれまで自主教材などで自民族の歴史・地理を補ってきたが、Hungarian Teacher Association in Slovakia の代表である Pék 氏によれば、総合学習的な郷土の歴史・文化に関する学習を学校プロジェクトとして導入し、自民族の歴史や文化に対する意識を高めようという対抗措置的な新たな動きがある。

(5) バイリンガル教育に関わる言語的制約

上記のように、バイリンガル教育を維持するためには、「ハンガリー語・文学」を除いてスロバキア語からの翻訳教科書を使用する義務があり、そのために多くの教育的制約が生じる。特にこの制約は専門用語不足の問題となって現れる。後述のように、HLS の生徒にとってハンガリー系大学への進学を選択肢は極めて限られており、通常スロバキアの大学（スロバキア語を教授言語とする大学）に進学するしかない。そして大学に進学するには、「スロバキア語・文学」が必須の科目であり、また専攻学部・学科の専門科目試験はスロバキア語で受けなければならない。さらに、

HLS の生徒にとって、ハンガリー語翻訳教科書で数学や理科といった専門科目を学んだとしても、母語への置き換えが難しい専門用語を含むので、ハンガリー語翻訳教科書の使用はある意味で面倒な回り道でしかない。このような専門用語に関する問題は、基礎学校から上級学校、とりわけ技術学校、職業学校進むにつれて顕在化する。実際、Komárno や Dunajská Streda のようなハンガリー人が大多数を占める地域の学校は例外として、それ以外のほとんどのハンガリー系職業・技術学校では、適切なハンガリー語専門教科書や教材がないので、例えば会計、技術、経済などの専門を教える場合、スロバキア語のもので代替するといった皮肉な事情がある。これは、既述のように、職業・技術系の HLS が非常に少ないという事実をある意味で物語ると言えよう。

このような問題に対して、ハンガリー少数民族の団体や研究者達は、ハンガリー語辞書の編纂やコーパスの作成を通してスロバキアの多様なハンガリー語の標準化を図り、専門用語などによる言語的制約を解消しようと努力している。しかし、上記のように、バイリンガル教育を行う上での言語的制約から、大学試験制度や教育制度の問題と絡んで、上級学校へ進むにつれてハンガリー少数民族の生徒は不利益を被り、教育の機会や平等性が制限されていくのは事実である。

(6) 高等教育に関する問題

スロバキアには、現在、公立 20 校、国立 3 校、私立 10 校、合計 33 校の大学があるが、私立大学の歴史は浅く、公立大学が圧倒的多数の学生を受け入れる¹¹⁾。この高等教育への進学において、ハンガリー少数民族はごく最近まで極めて不利な立場に置かれていた。最も大きな問題は、ハンガリー一人のための大学がなかったこと、スロバキア語の習熟が大学進学の前提条件であったことによる。Vančo (2005) は、2001/2002 年度において人口比 7.9% のスロバキア系の学生が高等教育で学ぶ一方で、ハンガリー系の学生は 4.5% に止まるという事実から、人口比に比べるとハンガリー少数民族は高等教育進学において大きな不利益を被っていると主張する。この差は高等教育へ進学条件としてスロバキア語に習熟することが前提である以上当然の結果であり、その状況は今後大幅に改善されるとは思えない。なぜならば、言語習得の観点から言えば、Cummins (1984) が社会生活言語 (Basic Interpersonal Communicative Skills : BICS) と文脈依存度が低い抽象的な思考を要する学習思考言語 (Cognitive Academic Language Proficiency : CALP) に区分して学力と言語能力の関係を明らかにしたように、大学で学ぶためにはスロバキア語の学習思考言語を相当に獲得する必要があり、これには長期間の時間と教育における意図的かつ積極的な学習支援を必要とするからである。

ところで、ハンガリー人連立党と連立を組み、また少数民族保護を打ち出したズリンダ政権下の 2002 年に教育における差別解消のための方針転換があり (Mercator 2005)、中等教育までと同様、ハンガリー語を教授言語とする大学の設立が一部認められることになった。2003 年に、基礎教育段階のハンガリー語学校の教員養成を行う学部 - 正式名は Faculty of Central European Studies (中欧研究学部) であり、その中で併せて教員養成が行われる - である Nitra の Constantine the Philosopher University、2004 年にはハンガリーを対岸に望む Komárno にハンガリー語を教授言語とする唯一の大学である Selye János University (神学部、経済学部、教育学部の 3 学部、学生数約 2500 人) が設立された。とはいえ、その認可も弥縫策としか言えない。実際、ハンガリー語を教授言語とする大学は極めて限られており、2004 年度においてスロバキア全体の高等教育 (公立大学) 学ばハ

ンガリー少数民族の学生 4,816 人のうちハンガリー語で学ぶ者は 1,051 人であり、全体に占める割合は 21.8% でしかない (Vančo 2005)。母語での高等教育を保証することは自民族の知識人やエリートに社会により多く輩出することになり、ひいては自民族の文化資本の再生産にとって重要な意味を持つという Csgero (2007) の主張を受け入れれば、その点においてハンガリー少数民族は依然として不利な立場に置かれていると言えよう¹²⁾。

5 終わりに

本稿は、スロバキアのハンガリー少数民族の事例を通してナショナリズムと言語政策の問題、つまり国家がどのようなイデオロギーに依拠して言語を管理あるいは統制するかという問題を扱った。多言語・多文化社会の中において「言語」の問題は重要かつ繊細な問題を提起するが、この事例は中欧スロバキアのローカルな問題であり、それゆえに一般化することは難しい。しかし、過去から現在にまで通じる様々な民族間の紛争や確執の中に「言語」が構造的にどのように埋め込まれているかを示す興味深い事例となるのではないだろうか。それでは、そのような国家のイデオロギー、すなわち「言語ナショナリズム」が拠って立つところはどこにあるのか、どこに矛盾や問題点があるのか、本稿で述べた所を総括しながら、改めて考えてみたい。

スロバキアの「言語ナショナリズム」を語るときに、まずもって、上述の Brubaker の指摘する 3 者関係のうちの 3 つ目の視座、すなわちナショナル・マイノリティの「ホームランド」であるハンガリーとの歴史的関係は無視できない。つまり、民族問題の背景には両国の歴史的認識の齟齬やスロバキア人の歴史的感情に対するハンガリー側の不理解と気配りのなさが、スロバキア側の嫌悪感や反発を強めていることは事実であるし、また、スロバキア側からすれば、被支配時代のトラウマを抱え、国家が安定した状況にない間は、いつまた支配されるかわからないという漠然とした過去のトラウマから来る不安をぬぐい切れない。むしろ、それが、過度な国家語保護政策や少数民族言語の保護政策の遅れにつながっていると言えるだろう。要するに、民族文化の象徴である「国語」に対する執着はその国と民族の歴史的経験によるところが大きいと言っても過言ではない。

さらに、スロバキアにとっては、自民族の「国家」を持つことは長年の悲願であった。1918 年までは「国家」自体が存在せず、北ハンガリーにある「スラブ系住民が多い地域」としての位置づけ以上ではなかったし、またチェコスロバキア共和国時代にあっても実質的にチェコ優位に甘んじ、従属的な立場にあった。1992 年のスロバキア共和国憲法の前文では、「われわれスロバキア民族は、みずからの祖先の政治的文化的遺産と民族的存在及び固有の国家体制をめざす闘いの、数世紀に及ぶ経験を想起しつつ、キュリロス・メトディオスの精神的遺産と、大モラビアの歴史的遺訓にしたがって、民族自決の自然権に立脚しつつ… (中略) …、本憲法を決議する」と高らかに民族自決への意思が謳われている (渋谷編 2005) が、その中で、民族の起源をハンガリー王国以前のスラブ文化に民族の起源を見出し、暗にハンガリー人との歴史を民族の闘いの歴史だと断罪している。しかし、このように、民族の起源を探すことそれ自体が、近代国家形成の過程で見られた一民族＝一国家の「国民国家」のイデオロギーに囚われている証拠であり、ある意味で時代錯誤的であると言っても良い。

そして、その際、言語＝「国語」がその民族と国家を結びつける紐帯となる。確かに、現在のスロバキア国内には、多様な少数民族やエスニック集団が 14 以上も存在し、ましてや南部には約 50

万のハンガリー系民族が昔から暮らすので、近代国家的な意味における「国家＝国民」という等式は成立しない。また、スロバキアにはドナウ川のような地勢学上の「境界線」は存在しても、明確な「領土」という概念はこれまで存在しなかったと言える。さらにヨーロッパの統合や拡大あるいはグローバル化によって国家＝領土という領土の一体性を持つ国家の概念は人々の意識の中で急速に希薄になりつつある。とすれば、中欧の歴史を振り返って、経験則上、「国語」を軸として「国家」を安定させることが最も現実的かつ確かな方法となる。

しかし、このような言語ナショナリズムも矛盾を内包する。上述のように、スロバキアは、それまで公用語の位置にあったスロバキア語を独立前年の 1992 年に憲法でスロバキア語を「国語」として公的に位置づけ、さらに「国語法」の中では詳細な言語使用規則を定め、教育の場においては、民族語を教授言語として認めつつも全スロバキア市民に対して「国語」を義務づける。この「言語ナショナリズム」は、EU が目指す多言語・多文化主義の流れとは大きな乖離があるので、国内外から批判されても仕方がない。それ故に、現実との妥協点を見いだすには、憲法の前文からも理解できるように、新生国家スロバキアは、理念としてスロバキア語を唯一の「国語」とする「国民国家」であることを強調しつつも、現実には、スロバキア民族＋スロバキア領土内に住む民族的少数者とエスニック集団の構成員＝スロバキア共和国市民という等式の中で、市民原理と折り合いを図らなければならなかったのである（長興 2006）¹³⁾。

ところで、通常、世界のどこにあっても、「単一民族国家」や「均質な言語社会」というのは想定できないし、多かれ少なかれ多文化・多言語社会であるのが普通である。社会構成主義的な立場から言えば、『想像の共同体』を著した Benedict Anderson のナショナリズム論を引き合いに出すまでもなく、それは、本質的なものあるいは実体として存在するのではなくむしろ認識上の問題であり、それゆえに「幻想」あるいは「神話」だということになる。つまり、言語は決して民族（アイデンティティ）を決定するものではないし－逆また同様であるが－、「国語」の重要性を持ち出すときの根拠とは反対に、他の言語を自由に操ったりバイリンガルになったりすることは民族アイデンティティを失わせることにはつながらない。このように考えるとき、言語ナショナリズムのイデオロギーは個人の中で溶解し、多言語・多文化であることは国家にとって多くの問題（Problems）を孕むものではなく、むしろ資源として（Resources）として捉えられる。

EU の多文化・多言語主義の基本認識はまさにそこにあると思われる。EU は「国家」の制度、「国家語」を相対化し、莫大な予算と努力を払って多言語主義を貫いている。この多言語主義はヨーロッパ社会の実態を指す用語であり、この実態を EU は積極的に受け止め、この言語の多様性、特に言語（母語）の相対的価値を認めることを重視する。なぜならば、言語とは文化の最も直接的な表現であり、言語には民族の文化・歴史・伝統・社会などが埋め込まれているがゆえに人間のアイデンティティ形成にとって重要な意味を持つことを大前提にしているからである。

それでは、言語や文化の多様性を積極的に捉え、諸問題を止揚し、多文化主義・多言語主義の基本理念を具現化する方法はどこにあるのか。その一つは、EU が掲げる複言語主義（Plurilingualism）という普遍的理念に求められるのではないだろうか。EU は、少数民族保護や少数言語保護のようなデリケートな問題に関しては、多様な現実と折り合いをつけるためにまず普遍的価値を掲げ、言い換えれば互いの利益のために高い水準や原則を設定し、それを繰り返し強調する。一方で、各加盟国は、自らの権限でその理念と開放的調整を図るという方法を採用。近年、この複言語主義は交

流を促進するための個人内能力としてプラグマティックに捉えられる傾向があるが、それ以上にその中心課題はその理念に内在する普遍的な「価値」の自覚にある。つまり、まず母語を重視し、加えて異なる言語・文化を持つ人々との交流を促進するための言語能力を育成することによって、個人内に多様な価値を認める意識の醸成を図り、さらにそれが、言語的多様性、相互理解、社会的結束、そしてヨーロッパ的な「広場」が示唆する公共的空間の中での民主的市民性等の価値への自覚につながっていくことが期待されている。そして、その普遍的価値の自覚を促す最も大きな推進力となるのが「教育」—ただし、政治が意図的につくるような教育ではない—なのである。その意味で、母語以外の言語を学ぶこと、特に複数の民族が共存する地域では、英語などの利便性の高い外国語だけでなく、双方が相手の言語を学ぶことは大いに推奨されるべきであり、一つの言語に「国語」としての特権的地位を与えることは、政治や国家にとっては好都合であったとしても、諸民族の友好に資することはないと言えよう。

最後に、スロバキアでは、ハンガリー系住民など少数民族との間の確執が構造化し、衝突が常態化しているかの感がある。しかし、これはあくまでもマクロな政治レベルでの話であり、ローカルなレベルでは、人々は、同じ公共空間の中で互いにいろいろな問題を抱えながらも共生している、否、ある意味で妥協せざるを得ないのが現実なのであろう。石川（2007）は「スロバキア人の「寛容と忍耐」「平等主義」といった伝統的価値観から言っても、異民族・異国民に対する態度は一般的に受容的である」と述べているが、これはローカルな場で実地調査を行った筆者の実感でもある。また、かつてはスロバキア人とハンガリー人が混住する地域では双方向的バイリンガリズムが普通であり、互いの言語や文化を学ぶために子どもを一時的に預ける習慣があったそうである（Örs 2012）。このようにローカルなレベルでは、民族や言語の違いはあっても、「多文化共生」を双方向的に実践するそれなりの民衆の「知恵」があると言えるのではないだろうか。

謝辞

現地調査に際して、Comenius 大学哲学部 Dr. L'ubica Mičková 氏、通訳士 Kinga Válen 氏には特にご尽力を頂き、心から感謝いたします。また Samorín 市にある Forum Minority Research Institute (Fórum Kisebbségkutató Intézet) の Dr. Orosz Örs 氏、Galanta 市にある Hungarian Teachers Association in Slovakia 代表の Pék László 氏、公務の間に筆者の質問と協議に応じてくださった Samorín 市の基礎学校・Gymnasium 等の学校関係者、および貴重な情報や資料をご提供頂いた国立教育研究所等の皆様にも、この場を借りて御礼申し上げます。

注

- 1) National Minority の日本語訳については、他にマイノリティにも、エスニック (ethnic)、宗教 (religious)、言語 (linguistic) の分類があるために、「民族的 (national) 少数者」あるいは「民族的マイノリティ」とする方が妥当であるかもしれないが、本稿では「少数民族」を採用した。
- 2) 石川（2005）は、「2つの大海に挟まれた群島としての中欧」という表象を用いて、「チェコを含めた中欧は、ドイツとロシア両方の側からの大波を受け、時として20世紀にナチスのドイツとボリシェヴィキのソ連の両側からの津波を受けたように一両側から沈められそうになった」と指摘する。また、チェコの実証史家・評論家ヨゼフ・クロウトヴォル（1941～）の中欧論から引用し、「中欧には歴史の連続性がなく（非歴史性＝不条理な歴史）、歴史が絶えず分解し、時代も人間も成熟する暇がない」のであり、「中欧は絶えず歴史にすり減らされるトルソー」なのであると述べている。
- 3) 一国家＝一言語＝一国民を前提とする近代国家であれば、権威的な「国語 (national language)」という言い方がふさわしい。しかし、中欧のように、国内に複数の言語共同体が共存し言語問題を抱え込むという状況では、実際に、実務的な「国家語 (state language)」を必要とする。この意味で、厳密に言えば「国語」と「国家語」は区別するべきであるが、スロバキアの国語法は両方の側面を持つので、本稿では「国

語」に統一する。

- 4) データは少し古いですが、1996/97 年度において、全国 2875 自治体のうち 523 の自治体でハンガリー系民族の人口は 10% を超え、272 の市町村で 80% 以上、150 市町村で 50% 以上を占めていた。また、1997 年において、1,000 人未満の自治体は 1,966 (68.3%)、1,000 人以上～2000 人未満の自治体は 544 (18.23%) であったことから、スロバキアの自治体のほとんどが小さな集落であることが理解できる (Nemec, Bercik, & Kuklis 2006)。
- 5) 2011 年の国勢調査がこれまでと異なる特徴は、未回答 (非公表) が大幅に増加した点である。これは実施方法そのものに疑念を持つ者、及び帰属民族、母語による民族、あるいは宗教などの内容が個人のプライバシーの侵害と考える者が増えたことが要因として指摘されている。これ以外にも、国語法などを巡る政権批判や民族差別反対による良心的拒否という側面もないわけではない。
- 6) この他、The 1990 Document of the Copenhagen Talk of European Security and Cooperation Meeting (1990 年批准)、Recommendation No.1201 of the Parliamentary Assembly of the European Council (1993 年批准)、The European Charter for Regional or Minorities Languages (2001 年批准) などの少数民族 (言語) の保護に関する国際条約等にスロバキアは批准した。
- 7) 生活の様々な場面で、少数言語の公的使用は当該地域で当該少数民族人口が 20% の閾 (Threshold) を超える場合に認められ、このような言語使用に係る閾は現在もお中欧諸国で根強く生きている。クロアチアやエストニアのようにさらに厳しい 50% の閾を設定する国もある。
- 8) スロバキアの教育財政支出は、日本と並んで、OECD 諸国の中でも最低の部類に属する (文部科学省 2010)。スロバキアは、全教育段階の教育機関への公財政支出の対 GDP 比 (2007 年度) に関して、OECD 加盟国の中でも日本に次いで 2 番目に低く、初等中等教育段階では 2.3% (OECD 平均 3.3%) と最下位にある。
- 9) Hungarian Teachers Association in Slovakia 代表の Pék 氏によれば、単独で 250 人以上の学校は一人の児童・生徒当たり約 1,000 ユーロ、150～250 人規模の場合は教育水準維持のために一人当たり 1.5 倍の約 1,500 ユーロの財政支援を国から受けられるが、それ以下の小規模校も同様に約 1,500 ユーロと規定されている。そうすると、小規模校の総予算は少なくなり、厳しい財政状況に陥ることになる。
- 10) HLS の設置や維持に関わっては、常に政治との戦いの連続であった。典型的な例は、社会主義時代より少数民族の同化政策の一環として、HLS にスロバキア語でコア教科を教えるという “Alternative School” を導入し、教育を再構築しようとする動きがあった。1990 年にこの教育モデルの法整備が行われ、1995 年のメチアル政権下で導入された。ハンガリー系の保護者、政治家、教員組合からの反対や欧州評議会等の EU 関係機関からの批判にもかかわらず、ズリンダ政権時の 1999 年に「少数民族の保護に関する法律」ができるまでそのモデルは存続した (Schwegler 2008)。
- 11) 2004 年度の教育統計によれば、公立大学の学生数 (スロバキア人 100,725 人、ハンガリー人 4,816 人) と比べると私立及び教会立の大学生数はそれぞれ全体の 3.2%、1.2% と極めて少ない。
- 12) ハンガリー系ギムナジウムの優秀な生徒の中には、スロバキアの高等教育を避けて、チェコ、ハンガリー、あるいは最近ではオーストリアの大学へも進学する者が多い。
- 13) このようなナショナリズムを、Yael Tamir (1995)、Will Kymlicka (1995) 等の研究者は 1990 年代以降民主化を進めていた中欧 (特にポーランド、チェコ、スロバキア) 特有の「リベラル・ナショナリズム (自由主義的民族主義)」と位置づけ、それが、排他的な悪いナショナリズムではなく、愛国的だがショーヴィニスティックでない、外国人嫌いでなく外国に友好的なナショナリズムであり、「ヨーロッパ回帰」やヨーロッパの諸機構への参加と結びついたヨーロッパ化、文明化のナショナリズムであると好意的に捉える (羽場 2006)。また、Auer (2004) も、そのようなナショナリズムは民主化への動きと矛盾するものでなく、むしろ多様なものを包摂し発展させていくことを認めるがゆえに、むしろ漠然としたヨーロッパの統合を可能にすると言う。だが、それは多数派の論理というか、まず国家や民族ありきの本質主義的な論理ではないだろうか。

参考文献

- Agarin, T. & Brosig, M. (2009). *Minority Integration in Central Eastern Europe : Between Ethnic Diversity and Equality*. Amsterdam-New York : Rodopi B. V.
- Auer, S. (2004). *Liberal Nationalism in Central Europe*. London : RoutledgeCurzon.
- ブルデュー, P. & パスロン, J. C. (宮島喬訳) (1991). 『再生産－教育・社会・文化』 藤原書店.

- Brubaker, R. (1996). *Nationalism Reframed: Nationhood and the nationalism question in the New Europe*. New York: Cambridge University Press.
- Butašová, A. et al. (2006). *Jazyková politika v Slovenskej republike 2004. Jejvychodiská a smerovanie*. Štátny pedagogický ústav.
- Butašová, A. et al. (2007). *Koncepcia vyučovania cudzích jazykov v základných a stredných školách*. Ministerstvo školstva Slovenskej republiky Štátny pedagogický ústav.
- Butašová, A. et al. (2009). *Conception of Teaching Foreign Languages at Primary and Secondary Schools*. National Institute of Education, Slovakia.
- Cooper, R. (1989). *Language Planning and Social Change*. New York: Cambridge University Press.
- Council of Europe (2004). *European Charter for Regional or Minority Languages: Initial Periodical Report-Slovakia*. Retrieved January 10, 2013 from [http://www.mzv.sk/App/wcm/media.nsf/vw_ByID/ID_A2030EB26DCD8A0EC125769A0044EFDF_EN/\\$File/Initial_Periodical_Report_addendum_2.pdf](http://www.mzv.sk/App/wcm/media.nsf/vw_ByID/ID_A2030EB26DCD8A0EC125769A0044EFDF_EN/$File/Initial_Periodical_Report_addendum_2.pdf)
- Council of Europe (2008). *Second Report on the Implementation of European Charter for Regional or Minority Language in Slovakia*. Retrieved January 10, 2011 from http://www.coe.int/t/dg4/education/minlang/report/Periodical-Reports/SlovakiaPR2_en.pdf
- Csergo, Z. (2007). *Talk of the Nation*. Ithaca, New York: Cornell University Press.
- Cummins, J. (1984). *Bilingualism and special education: Issues in assessment and pedagogy*. Clevedon: Multilingual Matters.
- European Research Center on Multilingualism and Language Learning (Mercator) (2007). *Minority Language Education in Slovakia*. Retrieved August 3, 2013, from <http://www.mercator-research.eu/nl/minderheidstalen/factsheets/minority-languages-in-education-in-slovakia/>
- Eurydice (2009 a). *Organisation of the education system in Slovakia 2009/2010*. Retrieved October 10, 2010, from http://eacea.ec.europa.eu/education/eurydice/documents/eurybase/eurybase_full_reports/SK_EN.pdf
- Eurydice (2009 b). *Structures of Education and Training Systems in Europe Slovakia 2009/10* Edition. Retrieved January 3, 2011, from http://eacea.ec.europa.eu/education/eurydice/documents/eurybase/structures/041_SK_EN.pdf
- 羽場久美子 (2006). 「拡大 EU 下のナショナリズムーグローバル化と「民主化」の帰結ー」『EU 統合の軌跡とベクトル』慶応大学出版会. http://side.parallel.jp/hb/image/pdf/EU_Nationalism.pdf (2013 年 8 月 25 日取得)
- 石川晃弘 (2007). 「スロバキア人の異民族・異国民に対する受容態度」『エスニック・アイデンティティの研究 流転するスロバキアの民』中央大学社会科学研究所研究叢書 18, 中央大学出版部, pp.43–66.
- Kaplan, R. B. & Baldauf, R. B, Jr. (2005). *Language Planning & Policy in Europe, Vol. 1, Hungary, Finland and Sweden*. Clevedon, Buffalo, Toronto: Multilingual Matters.
- 桂木隆夫 編著 (2003). 『ことばと共生』三元社.
- Kontra, M. (1996). English Only's Cousin: Slovak Only. *Acta Linguistica Hungarica*, Vol.43 (3–4), pp.345–372.
- Kontra, M. (2006). Hungarian In- and Outside Hungary. In Ammon, Ulrich et al., eds, *Sociolinguistics/Sociolinguistik*, 2nd completely revised and extended edition, Vol.3, pp.1811–1818. Berlin, New York: Walter de Gruyter.
- Kontra, M., Skutnabb-Kangas, T., and Phillipson, R. (2006). Getting Linguistic Human Rights Right: A Trio Respond to Wee (2005). *Applied Linguistics* 27, pp.318–324.
- Kontra, M. (2011). Language Contact Issues in Central Europe. In I. Koutny & P. Nowak (eds.) *Język, Komunikacja, Informacja (Language, Communication, Information)* 6, pp.45–61. Poznan, Poland: Wydawn Sorus.
- コリン・ペーカー (岡秀夫訳・編) (1996). 『バイリンガル教育と第二言語習得』大修館書店.
- Kymlicka, W. (1995). *Multilingual citizenship: a liberal theory of minority rights*. Oxford: Clarendon Press.
- Lanštyák, I. & Szabó Mihályová, G. (2009). Hungarian in Slovakia: Language management in a bilingual community. In Nekvapil, J. & Sherman, T. eds, *Language Management in Contact Situations: Perspectives from Three Continents*, pp.49–74. Frankfurt am Main: Peter Lang GmbH.
- Mészáros-Lamplová, Z. (2009). Magyars and Slovaks in Southern Slovakia-Exercising Language Rights. *National Populism and Slovak-Hungarian Relations in Slovakia 2006–2009*, pp.167–179. Forum Minority Research Institute, Šamorin, Slovakia.
- Ministerstvo školstva Slovenskej republiky (Ministry of Education, Science, Research and Sport of the Slovak Republic): <http://www.minedu.sk>

- 宮島喬 (1995). 「ヨーロッパ統合と民族の論理」『ヨーロッパ統合と文化・民族問題』人文書院, pp.42-69.
- 宮島喬・石井洋二郎 (2003). 『文化の権力－反射するブルデュー』藤原書店.
- 文部科学省 (2010). 『図表でみる教育 OECD インディケータ (2010 年版)』 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/22/09/1297267.htm (2011 年 4 月 27 日参照)
- 長興進 (2006). 「第 9 章 スロバキア (解説)「国語」および民族的少数者の言語に関する法律」『欧州諸国の言語法』三元社, pp.351-364.
- Nemec, J., Bercik, P. & Kuklis, P. (2006). Local Government in Slovakia. *Local Governments in Central and Eastern Europe*, pp.301-340.
- 西川長夫・宮島喬編 (1995). 『ヨーロッパ統合と文化・民族問題』人文書院.
- 岡本真理 (2010). 「国語の促進か, 少数言語の保護か－スロバキア新言語法 (2009) のケース－」『大阪大学世界言語研究センター論集』第 4 号, pp.119-132.
- 大谷泰照・杉谷眞佐子・脇田博文他 (2010). 『EU の言語政策－日本の外国語教育への示唆－』くろしお出版.
- 大津留厚 (1995). 『ハプスブルグ家の実験』中公新書.
- Örs, O. ed. (2012). *A hely nevei, a nyelv helyei. A kisebbségi nyelvi jogok Szlovákiában 1918–2012 (Names of places, places of names. History of language rights in Slovakia 1918–2012)*. Fórum Kisebbségkutató Intézet (Forum Minority Research Institute), Šamorin, Slovakia.
- Presinsky, K. (2011). Opinions regarding language in a community undergoing language shift. *Language Policy, dialect, and bilingualism ; A focus on Hungarian language use in Slovakia*. László Arany A. Civic Association, Gramma Language Office and Faculty of Central European Studies, Constantine the Philosopher University, Nitra, Slovakia.
- Petőcz, K. Ed. (2009). *National Populism and Slovak-Hungarian Relations in Slovakia 2006–2009*. Forum Minority Research Institute, Šamorin, Slovakia.
- Rechel, B. ed. (2009). *Minority Rights in Central and Eastern Europe*. New York : Routledge.
- Schwegler, B. A. (2008). *Confronting the Devil : Europe, Nationalism, and Municipal Governance in Slovakia*. A Dissertation Submitted to the Faculty of the Division of the Social Sciences for the Candidacy of the Degree of the Philosophy, the University of Chicago.
- 渋谷謙次朗 編 (2005). 『欧州諸国の言語法 欧州統合と多言語主義』三元社.
- 塩川信明 (2008). 『民族とネイション－ナショナリズムという難問』岩波新書.
- Skutnabb-Kangas, T. (2000). *Linguistic Genocide in Education-or Worldwide Diversity and Human Rights?* Mahwah, N. J. : Lawrence Erlbaum Associates.
- Spolsky, B. (2004). *Language Policy*. Cambridge, United Kingdom : Cambridge University Press.
- Štatistický úrad Slovenskej republiky (Statistical Office of the Slovak Republic) : <http://www.scitanie2011.sk/en/nep-rehliadnite/slovenska-republika-tabulky>
- Štátna školská inšpekcia (State School Inspection) : <http://www.ssiba.sk/>
- Štátny pedagogický ústav (National Institute of Education) : <http://www.statpedu.sk>
- Szabó Mihály, G. (2006). *Working Paper 23, Language policy and language rights in Slovakia*. Retrieved March 3, 2011, from <http://www.ciemer.org/mercator/pdf/wp23eng.pdf>
- Tamir, Y. (1995). *Liberal Nationalism*. Princeton, New Jersey : Princeton University Press.
- Vančo, I. (2005). The Hungarian Language in Education in Slovakia. Mercator-Education. Leeuwarden : the Netherlands. Retrieved August 10, 2013 from http://www.mercator-research.eu/fileadmin/mercator/dossiers_pdf/hungarian_in_slovakia.pdf
- Vančo, I. ed. (2011). *Language policy, dialect, and bilingualism ; A focus on Hungarian language use in Slovakia*. László Arany A. Civic Association, Gramma Language Office and Faculty of Central European Studies, Constantine the Philosopher University, Nitra, Slovakia.
- Vančo, I. ed. (2012). *Language policy, dialect, and bilingualism ; A focus on Hungarian language use in Slovakia* 2. László Arany A. Civic Association, Gramma Language Office and Forum Minority Research Institute, Slovakia.
- 脇田博文 (2009). 「EU の言語教育政策：ハンガリー共和国－日本の外国語教育への示唆－」『国際社会文化研究所紀要』第 11 号, pp.329-341.
- 脇田博文 (2011). 「スロバキアの言語教育政策」『国際社会文化研究所紀要』第 13 号, pp.268-287.

- Waseda, M. (1998). *The Slovak State Language Law : its meaning and background*. 大阪外国語大学『ロシア・東欧研究』第2号, pp.123-134. Retrieved March 3, 2011 from <http://ci.nii.ac.jp/naid/110006177272>
- 柳瀬陽介 (2007). 「複言語主義 (plurilingualism) 批評の試み」『中国地区英語教育学会研究紀要』37, pp.61-70.